

三世代家族 四街道

家族の絆・理想の暮らしを応援します



三世代同居・近居住宅取得の方

最大100万円補助

四街道市では、子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代（親・子・孫）で同居・近居をする方に、住宅取得の費用の一部を補助します。三世代家族で四街道に定住しませんか。

補助金額

(売買契約金額または建築工事請負契約金額の1/2)

新築・購入

上限 **100万円**

増築

上限 **30万円**

(市内業者が行う工事は50万円)

お問い合わせ

四街道市都市部建築課 ☎043-421-6147

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

※補助金額・対象者・必要書類など、ホームページでご確認できます。



四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金

四街道市では、子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代(親・子・孫)で同居・近居をする方に、住宅取得等(住宅の新築・購入・増築)の費用の一部を補助します。

主 な 要 件

- 親世帯または子世帯の一方が市外から四街道市に転入すること。
- 親世帯または子世帯の一方が四街道市に継続して1年以上住んでいること。
- 18歳未満※の孫がいること。(※出産予定も含む。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。)
- 三世代同居または近居のために住宅を取得(新築・購入<中古住宅・マンション可>・増築)すること。
※近居とは、親世帯と子世帯が直線で1km以内の範囲に居住すること。
- 三世代同居または近居を3年以上継続すること。
- 当該年度の2月末までに実績報告書を提出すること。

補 助 金 額

※住宅取得費用の2分の1(上限額あり、千円未満切捨て)

- 新築・購入 上限100万円
- 増築 上限30万円(市内業者が行う工事は50万円)

申 請 方 法

- 申請期間内に申請書に必要書類を添えて、建築課窓口へ直接提出してください。
※申請期間は市政だよりや市ホームページでご確認いただくか、下記へお問い合わせください。
なお、予算を超えた場合は抽選になります。先着順ではありません。
- 申請書は建築課窓口で配布します。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

提 出 書 類

- 四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 四街道市三世代同居・近居住宅支援事業補助金調査書(様式第2号)
- 誓約書兼同意書(様式第3号)
- 三世代同居又は近居をする住宅の位置図
- 平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類
- 住宅取得等に係る見積書の写し
- 三世代同居又は近居をする世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- 三世代同居又は近居をする世帯全員の住民票の写し
- 母子手帳の写し(子が出産予定の場合)
- 三世代同居又は近居をする世帯全員の市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- その他市長が必要と認める書類

お 問 い 合 わ せ

※ご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

四街道市都市部建築課

☎043-421-6147(直通)

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>